

申 請

平成 23 年 10 月 26 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

神奈川県知事
黒岩 祐治

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に
基づく平成 23 年 10 月 14 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

相模原市及び中井町において産出された茶(秋冬番茶以降)

解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

相模原市及び中井町で産出される秋冬番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品 目	検査日	地 点(*1)	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	5/13	相模原市①	4 4 0
		中井町①	3 3 0
一番茶 (荒茶)	6/21(*2)	相模原市	1, 2 9 0
	6/23(*2)	中井町	1, 3 3 0
秋冬番茶 (荒茶)	10/19	相模原市①	1 2 8
		相模原市②	1 1 6
		相模原市③	2 1 0
		中井町①	1 2 7
		中井町②	1 0 1
		中井町③	1 7 0

(*1) 検査地点の選定方法

- ・相模原市については、旧藤野町、城山町が茶の主要地区となっており、その他、相模湖町に点在している。この中から、偏りが出ないように選定した。茶園は東南斜面が一箇所、他は平地となっている。
- ・中井町は新興産地であり、町内にまとまった茶園はなく、点在している。その中から偏りが出ないように選定した。南斜面・北斜面となっている。

(*2) 一番茶(荒茶)検査時期について

- ・茶の検査については、5月17日に厚生労働省から「荒茶」についても「生葉」と同じ暫定規制値を適用し、検査を実施するよう通知があったが、「荒茶」に「生葉」と同じ暫定規制値を適用することについて、科学的根拠が示されていなかったため、科学的根拠に基づく規制値の設定を国に要望し、「荒茶」の検査については保留していた。
- ・6月13日に市町村、生産者団体及び消費者団体に意見照会を行い、その結果を6月16日の対策会議に諮った結果、荒茶検査を実施することとなった。これを踏まえ、県が検査を実施することを決定したため、6月21, 23日の検査となった。
- ・このため、一番茶の荒茶については、ほ場からサンプリングすることができず、茶業センターに保管してある荒茶を検査した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、各市町内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

また、相模原市及び中井町で産出された本年産茶（一番茶）、また、小田原市、真鶴町、湯河原町で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該各市町、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

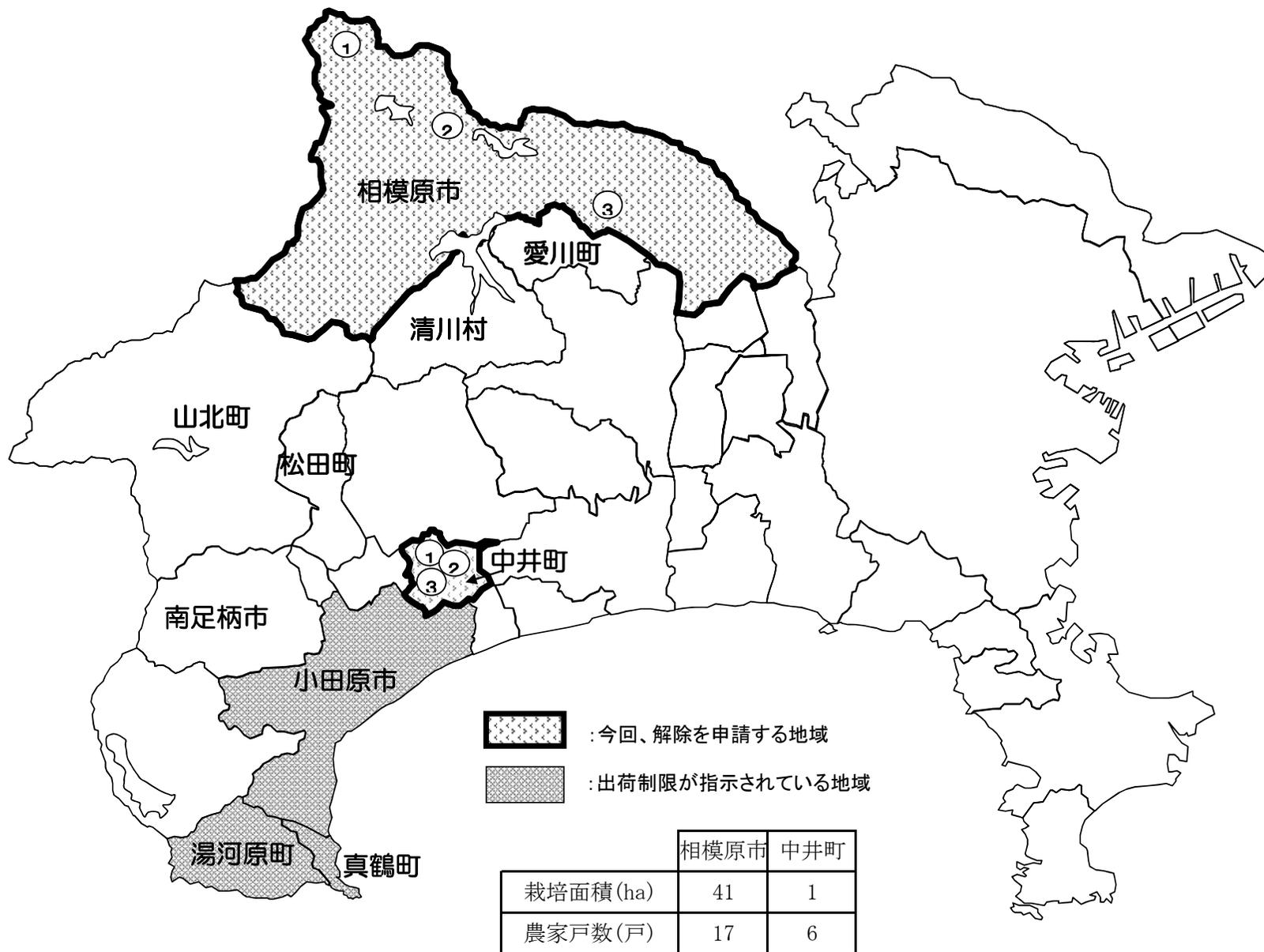
なお、相模原市及び中井町で産出された本年産一番茶の荒茶については、それぞれ荒茶加工された後、山北町の株式会社神奈川県農協茶業センターに約6.7tが出荷されたが、その後、生産者に返却し処分しており、工場内には残っていない。

ただし、相模原市内の個人工場1箇所には約250kgの荒茶が自家飲用分として残っているが、茶箱に区別して管理されており、使用量の記録を求め、巡回指導の際に確認を行うこととする。

5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]



栽培面積：H18年神奈川県農林水産統計年報より
 農家戸数：2010年農林業センサスより